

教示

土地改良法（昭和24年法律第195号）第9条第1項に規定する利害関係人は、同法第8条第6項の規定による公告に係る決定（土地改良事業計画の変更の適否決定）に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に埼玉県知事にこれを申し出ることができます。

【利害関係人】

当該土地改良事業に関係のある土地又は土地に定着する物件の所有者

当該土地改良事業に関係のある水面につき漁業権又は入漁権を有する者

その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者